

報道関係者 各位

令和4年12月23日（金）

【照会先】

新潟労働局 職業安定部 職業対策課

課長 刀根 雅人

課長補佐 古畑 直幸

地方障害者雇用担当官 北澤 啓至

（代表電話）025-288-3508 （夜間電話）025-288-3543

令和4年 障害者雇用状況の集計結果

新潟労働局では、管内の令和4年6月1日現在における「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、民間企業、地方公共団体及び独立行政法人等に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の雇用状況報告を集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業(注1)＞（法定雇用率2.3%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数7,528.0人、対前年55.5人（0.7%）増加
- ・実雇用率2.23%、対前年0.03ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は57.2%と前年より0.6ポイント上昇。

〔 全国の集計結果は、雇用障害者数613,958.0人、実雇用率2.25%、
法定雇用率達成企業の割合48.3% 〕

＜地方公共団体＞（同2.6%、都道府県等の教育委員会(注2)は2.5%）

○雇用障害者数は市町村で対前年を上回り、実雇用率も市町村で対前年を上回った。（ ）は前年の値。

- ・新潟県：雇用障害者数239.0人（252.5人）、実雇用率2.72%（2.84%）
- ・市町村(注3)：雇用障害者数751.0人（736.0人）、実雇用率2.64%（2.59%）
- ・教育委員会：雇用障害者数397.5人（401.0人）、実雇用率2.35%（2.37%）

＜独立行政法人等(注4)＞（同2.6%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回った。（ ）は前年の値。
・雇用障害者数9.0人（7.0人）、実雇用率4.18%（3.23%）

注1 民間企業の数値には、常用労働者が43.5人未満の企業と新潟県外に本社がある企業の雇用障害者数は含まれていない。「法定雇用率とは」（9ページ）を参照。

注2 都道府県等の教育委員会は、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会が該当する。

注3 市町村の前年の「雇用障害者数」及び「実雇用率」の値は柏崎市の通報内容に誤りがあり修正した数値となっている。

注4 独立行政法人等は、新潟県立大学、長岡造形大学、新潟県立看護大学が該当する。なお、国立大学法人等の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

※全国の令和4年障害者雇用状況の集計結果については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は7,528.0人で、前年より55.5人（0.7%）増加し、17年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は4,081.5人（対前年比2.3%減）、知的障害者は1,904.0人（同4.1%増）、精神障害者は1,542.5人（同5.2%増）と、身体障害者は前年より減少したが、知的・精神障害者は前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、11年連続で過去最高の2.23%（前年は2.20%）となり、全国平均値（2.25%）を下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は57.2%（同56.6%）となり、全国平均値（48.3%）を8.9ポイント上回った。

〔5ページ、11ページ〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模で1,496.5人（前年1,420.5人）、100～300人未満で2,166.5人（同2,214.0人）、300～500人未満で930.0人（同957.5人）、500～1,000人未満で1,186.5人（同1,171.5人）、1,000人以上で1,748.5人（同1,709.0人）となり、100～300人未満及び300～500人未満で前年を下回ったが、それ以外の規模の区分では前年を上回った。
- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満規模では1.92%（前年1.83%）、100～300人未満で2.14%（同2.16%）、300～500人未満で2.46%（同2.42%）、500～1,000人未満で2.36%（同2.30%）、1,000人以上で2.48%（同2.45%）となり、100～300人未満以外の全ての企業規模で前年を上回った。
なお、民間企業の新潟県全体の実雇用率2.23%（同2.20%）と比較すると、300～500人未満、500～1,000人未満及び1,000人以上規模企業が実雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満規模で55.9%（前年55.2%）、100～300人未満で59.4%（同59.2%）、300～500人未満で60.4%（同61.0%）、500～1,000人未満で55.1%（同51.3%）、1,000人以上で59.4%（同54.8%）となり、300～500人未満で前年を下回ったが、それ以外の規模の区分では前年を上回った。

〔12ページ〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別の障害者の数は、「製造業」2,280.0人（前年2,238.0人）、「医療、福祉」1,548.5人（同1,538.5人）、「卸売業、小売業」1,448.5人（同1,412.0人）で多く雇用されており、3業種いずれも前年より増加した。

- 産業別の実雇用率では、「生活関連サービス、娯楽業」(3.98%)、「不動産業、物品賃貸業」(2.77%)、「医療、福祉」(2.43%)が法定雇用率を上回っている。

[13ページ、14ページ]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 令和4年の法定雇用率未達成企業は870社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が635社(73.0%)と7割を占めている。
- 産業別の未達成企業の割合は、「鉱業、採石業、砂利採取業」で100.0%、「教育、学習支援業」で70.2%、「学術研究、専門・技術サービス業」で60.6%、「情報通信業」で57.1%と高くなっている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は510社であり、未達成企業に占める割合は、58.6%となっている。

[13ページ、14ページ、15ページ]

○ 特例子会社の状況

- 令和4年6月1日現在で特例子会社(※)の認定を受けている企業は3社(前年同数)で、雇用されている障害者の数は、37.0人であった。
- 雇用者のうち身体障害者は15.0人、知的障害者は10.0人、精神障害者は12.0人であった。

※「特例子会社」制度

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保(法定雇用率=2.3%)は個々の事業主(企業)ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 地方公共団体の障害者在職状況

(1) 新潟県の機関(法定雇用率2.6%)

新潟県の機関に在職している障害者の数は239.0人で、前年より13.5人(5.3%)減少しており、実雇用率は2.72%と、前年に比べ0.12ポイント減少した。

4機関中4機関で達成。

[5ページ、16ページ]

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.6%)

市町村等の機関に在職している障害者の数は751.0人で、前年より15.0人(2.0%)増加しており、実雇用率は2.64%と、前年に比べ0.05ポイント上昇した。

41機関中36機関で達成。

【未達成機関】

小千谷市、加茂市教育委員会、柏崎市、十日町市、南魚沼市、湯沢町
※当該通報は6月1日現在のものであり、十日町市は現在達成済みとなっている。

[5ページ、17ページ]

(3) 新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会（法定雇用率2.5%）

2機関の教育委員会に在職している障害者の数は397.5人で、前年より3.5人（0.9%）減少しており、実雇用率は2.35%と、前年に比べ0.02ポイント減少した。

2機関中1機関が達成。

【未達成機関】 新潟県教育委員会

[5ページ、16ページ]

3 独立行政法人等の障害者雇用状況

地方独立行政法人等※（法定雇用率2.6%）に雇用されている障害者の数は9.0人で、前年より2.0人（28.6%）増加しており、実雇用率は4.18%と、前年に比べ0.95ポイント上昇した。

3機関中3機関で達成。

※国立大学法人（新潟大学、長岡技術科学大学及び上越教育大学）の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

[6ページ、16ページ]

総括表

令和4年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

※()内は令和3年の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	337,502.5 人	7,528.0 人	2.23 %	1,163 / 2,033	57.2 %
	(340,402.0 人)	(7,472.5 人)	(2.20 %)	(1,152 / 2,036)	(56.6 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 新潟県の機関(法定雇用率2.6%)

※()内は令和3年の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	8,795.0 人	239.0 人	2.72 %	4 / 4	100.0 %
	(8,898.5 人)	(252.5 人)	(2.84 %)	(4 / 4)	(100.0 %)
新潟県 (知事部局)	5,920.5 人	156.5 人	2.64 %	1 / 1	100.0 %
	(6,006.0 人)	(165.0 人)	(2.75 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
新潟県の その他の機関	2,874.5 人	82.5 人	2.87 %	3 / 3	100.0 %
	(2,892.5 人)	(87.5 人)	(3.03 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

(2) 新潟県市町村等の機関(法定雇用率2.6%)

※()内は令和3年の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
新潟県市町村 等の機関	28,469.0 人	751.0 人	2.64 %	36 / 41	87.8 %
	(28,415.5 人)	(736.0 人)	(2.59 %)	(35 / 42)	(83.3 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関の1機関は、公表日時点で達成済み。

※令和3年の「①法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数」、「②障害者の数」及び「③実雇用率」は柏崎市の通報内容に誤りがあり、修正した数値となっている。

(3) 新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会(法定雇用率2.5%)

※()内は令和3年の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	16,900.0 人	397.5 人	2.35 %	1 / 2	50.0 %
	(16,935.0 人)	(401.0 人)	(2.37 %)	(1 / 2)	(50.0 %)
新潟県教育 委員会	12,536.0 人	285.0 人	2.27 %	0 / 1	0.0 %
	(12,662.0 人)	(294.0 人)	(2.32 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
新潟市教育 委員会	4,364.0 人	112.5 人	2.58 %	1 / 1	100.0 %
	(4,273.0 人)	(107.0 人)	(2.50 %)	(1 / 1)	(100.0 %)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

※()内は令和3年の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	215.5 人	9.0 人	4.18 %	3 / 3	100.0 %
	(216.5 人)	(7.0 人)	(3.23 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
①令和元年6月2日以降に採用された者であること
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 新潟県知事部局は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
A=新潟県知事部局 B=新潟県議会事務局
- 6 「独立行政法人等」のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人（新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学が該当）については、厚生労働省により障害者雇用状況が公表される。「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指し、新潟県立大学、長岡造形大学、新潟県立看護大学が該当する。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

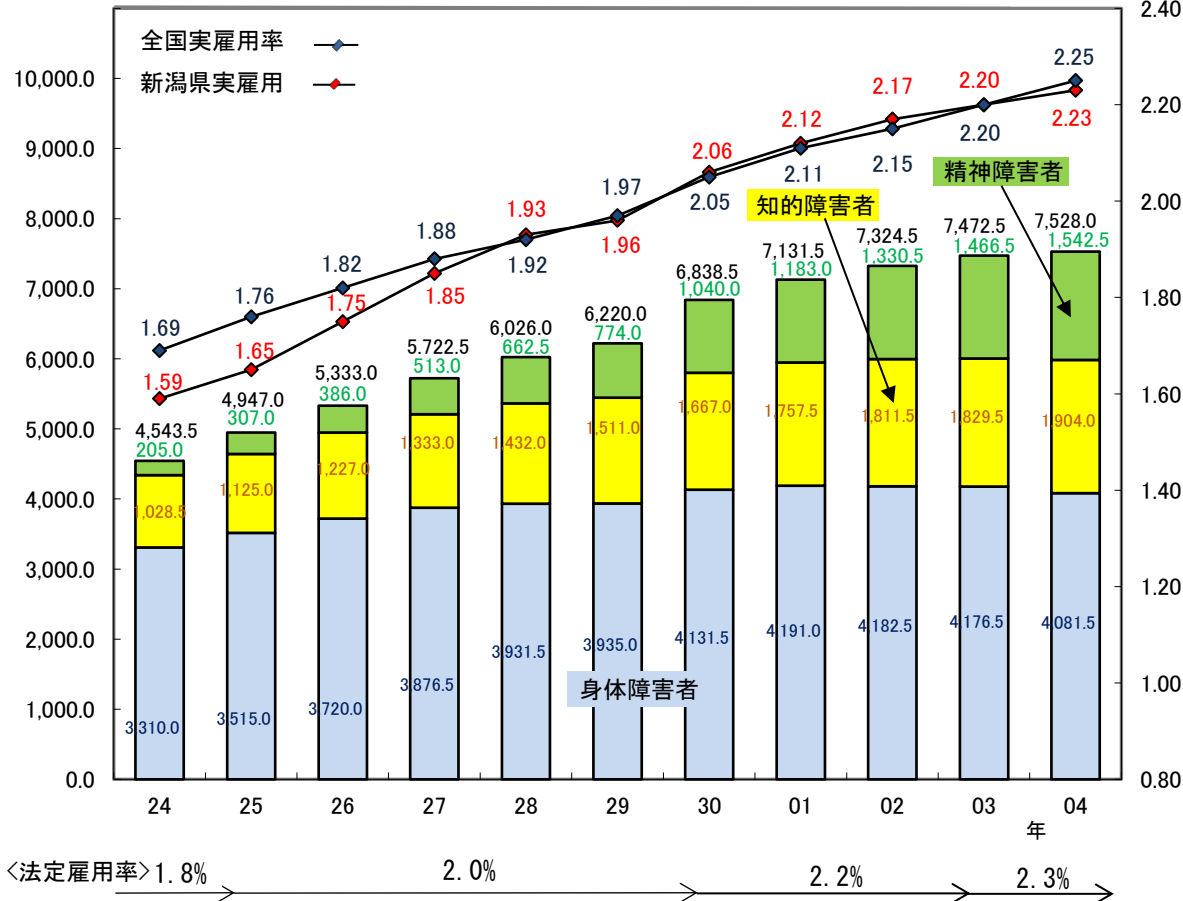
民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

〈法定雇用率:2.3%〉

〈障害者の数(人)〉

実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

〈実雇用率(%)〉



注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業)についての集計である。

注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成22年まで

平成23年以降

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 知的障害者である短時間労働者
- (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 精神障害者である短時間労働者(※)
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

注3:法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%、令和3年3月以降は2.3%となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……

{	一般の民間企業 …………… 2.3% [2.2%] (43.5人 [45.5人] 以上規模の企業) 特殊法人等 …………… 2.6% [2.5%] [労働者数38.5人 [40.0人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 国、地方公共団体 …………… 2.6% [2.5%]
 (38.5人 [40.0人] 以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.5% [2.4%]
 (40.0人 [42.0] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、令和3年2月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

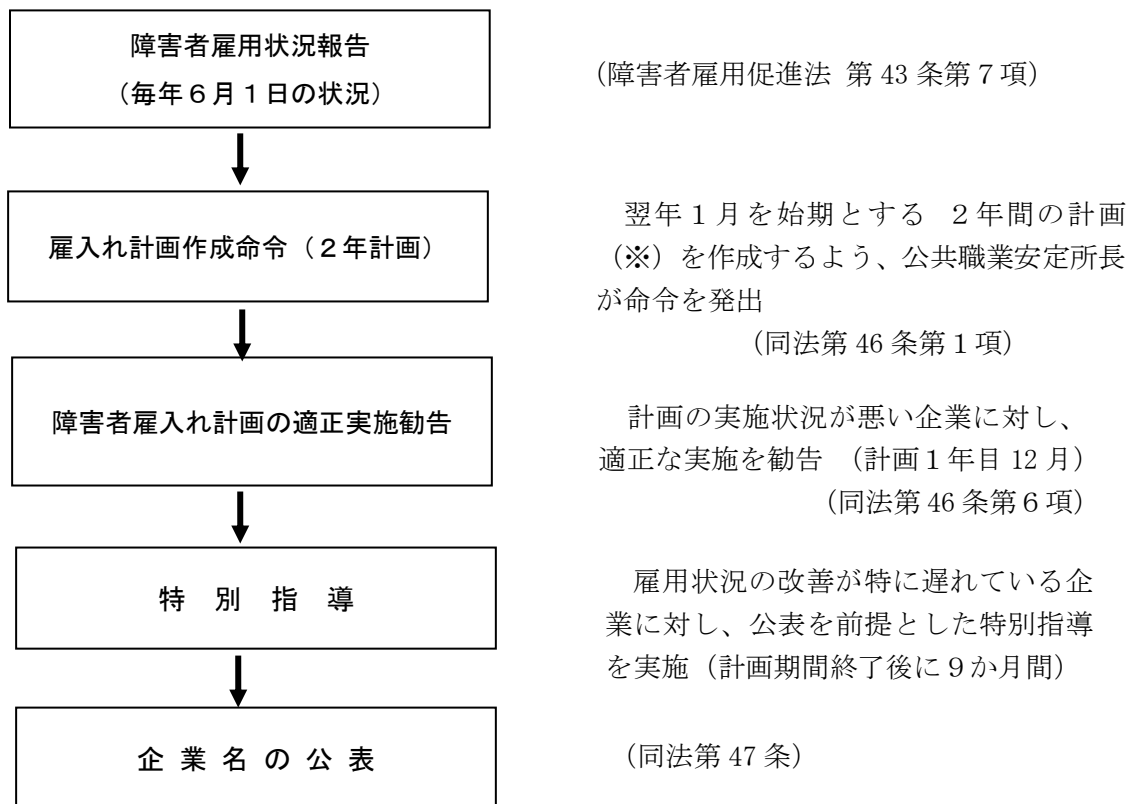
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 民間企業に対する障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和3年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 4社 (全国 394社)
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 4社 (全国 72社)
 - * 「特別指導」の実施 0社 (全国 36社)
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 (3年度) 8社 (全国 465社)
- 企業名の公表 (全国)
 - 令和3年度 6社、2年度 1社、元年度 0社、平成30年度 0社、29年度 0社、28年度 2社、27年度 0社、26年度 8社、25年度 0社、24年度 0社、23年度 3社、22年度 6社、21年度 7社、20年度 4社、19年度 1社、18年度 2社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

詳細表 1

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数		③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇用分	人			
民間企業	2,033 (2,036)	337,502.5 (340,402.0)	1,244 (1,250)	278 (286)	4,244 (4,194)	1,036 (985)	7,528.0 (7,472.5)	708.5 (574.0)	2.23 (2.20)	1,163 (1,152)	57.2 (56.6)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数								
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 $c + (d-e) \times 0.5 + e$	g. うち新規雇用分
民間企業	7,528.0 (7,472.5)	1,036 (1,052)	176 (192)	1,714 (1,742)	239 (277)	4,081.5 (4,176.5)	249.5 (187.5)	208 (198)	102 (94)	1,139 (1,096)	494 (487)	1,904.0 (1,829.5)	141.5 (131.5)	1,115 (1,036)	579 (541)	276 (320)	1,542.5 (1,466.5)	317.5 (255.0)

[1(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①令和元年6月2日以降に採用された者であること。

②令和元年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

()内は令和3年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②e欄及び④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。

①令和元年6月2日以降に採用された者であること。

②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は令和3年6月2日から令和4年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

()内は令和3年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数		③ 障害者の数				④ 実雇用率 E÷②×100 %	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	2,033 (2,036)	337,502.5 (340,402.0)	1,244 (1,250)	278 (286)	4,244 (4,194)	1,036 (985)	7,528.0 (7,472.5)	2.23 (2.20)	1,163 (1,152)	57.2 (56.6)
43.5~ 100人未満	1,196 (1,185)	77,867.0 (77,705.5)	244 (232)	56 (52)	865 (823)	175 (163)	1,496.5 (1,420.5)	1.92 (1.83)	668 (654)	55.9 (55.2)
100~ 300人未満	626 (637)	101,060.0 (102,530.0)	352 (370)	71 (76)	1,250 (1,260)	283 (276)	2,166.5 (2,214.0)	2.14 (2.16)	372 (377)	59.4 (59.2)
300~ 500人未満	101 (105)	37,869.5 (39,535.0)	161 (162)	51 (47)	462 (500)	190 (173)	930.0 (957.5)	2.46 (2.42)	61 (64)	60.4 (61.0)
500~ 1000人未満	78 (78)	50,321.0 (50,853.5)	209 (214)	36 (39)	659 (638)	147 (133)	1,186.5 (1,171.5)	2.36 (2.30)	43 (40)	55.1 (51.3)
1,000人以上	32 (31)	70,385.0 (69,778.0)	278 (272)	64 (72)	1,008 (973)	241 (240)	1,748.5 (1,709.0)	2.48 (2.45)	19 (17)	59.4 (54.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数							
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5 +e
規模計	7,528.0 (7,472.5)	1,036 (1,052)	1,714 (1,742)	239 (277)	4,081.5 (4,176.5)	249.5 (187.5)	208 (198)	102 (94)	1,139 (1,096)	494 (487)	1,904.0 (1,829.5)	141.5 (131.5)	1,115 (1,036)	579 (541)	276 (320)	1,542.5 (1,466.5)	317.5 (255.0)
43.5~ 100人未満	1,496.5 (1,420.5)	202 (199)	390 (403)	45 (49)	850.5 (856.5)	42 (33)	22 (21)	206 (187)	78 (77)	351.0 (312.5)	214 (174)	107 (96)	55 (59)	295.0 (251.5)			
100~ 300人未満	2,166.5 (2,214.0)	298 (313)	488 (486)	64 (81)	1,159.0 (1,206.5)	54 (57)	28 (22)	361 (361)	146 (137)	570.0 (565.5)	337 (340)	137 (131)	64 (73)	437.5 (442.0)			
300~ 500人未満	930.0 (957.5)	129 (129)	199 (202)	23 (28)	500.5 (504.0)	32 (33)	19 (17)	127 (131)	96 (96)	258.0 (262.0)	91 (113)	116 (103)	45 (54)	171.5 (191.5)			
500~ 1000人未満	1,186.5 (1,171.5)	165 (175)	284 (270)	39 (38)	632.5 (662.0)	44 (39)	17 (16)	152 (154)	63 (58)	288.5 (277.0)	207 (179)	81 (72)	36 (35)	265.5 (232.5)			
1,000人以上	1,748.5 (1,709.0)	242 (236)	373 (381)	68 (81)	939.0 (947.5)	36 (36)	16 (18)	293 (263)	111 (119)	436.5 (412.5)	266 (230)	138 (139)	76 (99)	373.0 (349.0)			

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
産業計	2,033 (2,036)	337,502.5 (340,402.0)	1,244 (1,250)	278 (286)	4,244 (4,194)	1,036 (985)	7,528.0 (7,472.5)	708.5 (574.0)	2.23 (2.20)	1,163 (1,152)	57.2 (56.6)
農、林、漁業	8 (8)	713.0 (731.0)	3 (3)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	12.0 (12.0)	1.0 (1.0)	1.68 (1.64)	5 (5)	62.5 (62.5)
鉱業、採石業、砂利採取業	5 (5)	498.0 (497.0)	1 (1)	1 (1)	1 (2)	0 (0)	4.0 (5.0)	0.0 (0.0)	0.80 (1.01)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	156 (154)	16,861.5 (16,743.5)	87 (88)	5 (5)	157 (155)	9 (11)	340.5 (341.5)	18.0 (17.5)	2.02 (2.04)	88 (91)	56.4 (59.1)
製造業	633 (640)	99,499.5 (99,944.0)	391 (385)	52 (45)	1,375 (1,348)	142 (150)	2,280.0 (2,238.0)	166.0 (129.5)	2.29 (2.24)	421 (401)	66.5 (62.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	10 (9)	1,566.5 (1,506.5)	12 (11)	0 (0)	12 (11)	0 (0)	36.0 (33.0)	1.0 (1.0)	2.30 (2.19)	5 (5)	50.0 (55.6)
情報通信業	56 (56)	6,759.5 (6,760.5)	21 (22)	3 (2)	65 (62)	2 (1)	111.0 (108.5)	6.0 (7.5)	1.64 (1.60)	24 (22)	42.9 (39.3)
運輸業、郵便業	128 (131)	18,513.5 (18,922.5)	68 (68)	12 (12)	215 (218)	23 (28)	374.5 (380.0)	25.0 (27.5)	2.02 (2.01)	63 (69)	49.2 (52.7)
卸売業、小売業	311 (305)	65,575.0 (65,085.0)	196 (202)	78 (75)	837 (820)	283 (226)	1,448.5 (1,412.0)	160.0 (125.0)	2.21 (2.17)	142 (135)	45.7 (44.3)
金融業、保険業	30 (30)	10,909.5 (11,242.0)	53 (55)	11 (9)	93 (92)	9 (8)	214.5 (215.0)	14.0 (22.0)	1.97 (1.91)	15 (12)	50.0 (40.0)
不動産業、物品賃貸業	21 (21)	2,799.5 (3,195.0)	12 (12)	2 (3)	47 (49)	9 (16)	77.5 (84.0)	7.5 (6.0)	2.77 (2.63)	10 (9)	47.6 (42.9)
学術研究、専門・技術サービス業	33 (32)	4,482.0 (4,218.0)	14 (13)	0 (1)	40 (35)	1 (1)	68.5 (62.5)	10.0 (14.5)	1.53 (1.48)	13 (14)	39.4 (43.8)
宿泊業、飲食サービス業	63 (67)	7,631.0 (9,380.0)	14 (17)	12 (14)	81 (117)	60 (67)	151.0 (198.5)	25.0 (36.0)	1.98 (2.12)	35 (39)	55.6 (58.2)
生活関連サービス業、娯楽業	40 (39)	6,265.5 (6,527.5)	40 (33)	13 (14)	133 (119)	47 (45)	249.5 (221.5)	14.5 (14.0)	3.98 (3.39)	22 (22)	55.0 (56.4)
教育、学習支援業	47 (47)	4,683.0 (4,628.5)	12 (19)	3 (1)	33 (28)	3 (2)	61.5 (68.0)	7.0 (11.0)	1.31 (1.47)	14 (18)	29.8 (38.3)
医療、福祉	323 (319)	63,776.5 (63,472.0)	221 (219)	78 (81)	840 (844)	377 (351)	1,548.5 (1,538.5)	166.0 (113.5)	2.43 (2.42)	223 (222)	69.0 (69.6)
複合サービス事業	24 (29)	7,764.5 (8,348.5)	31 (37)	0 (3)	89 (87)	6 (7)	154.0 (167.5)	18.0 (6.5)	1.98 (2.01)	11 (13)	45.8 (44.8)
サービス業	145 (144)	19,204.5 (19,200.5)	68 (65)	8 (20)	220 (201)	65 (72)	396.5 (387.0)	69.5 (41.5)	2.06 (2.02)	72 (75)	49.7 (52.1)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	a. 障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+d+e ×0.5	g. うち新規雇用分	
産業計	7,528.0 (7,472.5)	1,036 (1,052)	1,714 (1,742)	4,081.5 (4,176.5)	249.5 (187.5)	208 (198)	102 (94)	1,139 (1,096)	1,904.0 (1,829.5)	141.5 (131.5)	1,115 (1,036)	579 (541)	276 (320)	1,542.5 (1,466.5)	317.5 (255.0)	
農、林、漁業	12.0 (12.0)	3 (3)	4 (5)	10.0 (11.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (1)	1 (0)	1 (0)	2.0 (1.0)		
鉱業、採石業、砂利採取業	4.0 (5.0)	1 (1)	1 (2)	4.0 (5.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		
建設業	340.5 (341.5)	84 (84)	97 (99)	269.5 (273.0)		3 (4)	3 (3)	19 (16)	29.5 (28.0)		36 (35)	6 (6)	5 (5)	41.5 (40.5)		
製造業	2,280.0 (2,238.0)	327 (319)	582 (586)	1,279.0 (1,273.5)		64 (66)	23 (14)	417 (392)	599.5 (573.0)		349 (329)	78 (84)	27 (41)	401.5 (391.5)		
電気・ガス・熱供給・水道業	36.0 (33.0)	12 (11)	7 (7)	31.0 (29.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	1.0 (1.0)		4 (3)	0 (0)	0 (0)	4.0 (3.0)		
情報通信業	111.0 (108.5)	18 (19)	32 (34)	71.5 (74.5)		3 (3)	0 (0)	2 (2)	8.0 (8.0)		31 (26)	1 (0)	0 (0)	31.5 (26.0)		
運輸業、郵便業	374.5 (380.0)	62 (62)	109 (115)	244.5 (251.5)		6 (6)	3 (4)	41 (41)	60.5 (62.5)		60 (55)	14 (15)	5 (7)	69.5 (66.0)		
卸売業、小売業	1,448.5 (1,412.0)	159 (166)	281 (287)	679.5 (701.0)		37 (36)	28 (26)	228 (208)	394.0 (361.5)		227 (198)	195 (176)	101 (127)	375.0 (349.5)		
金融業、保険業	214.5 (215.0)	53 (55)	54 (58)	174.0 (180.5)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	2.0 (2.0)		28 (26)	12 (7)	9 (6)	38.5 (32.5)		
不動産業、物品賃貸業	77.5 (84.0)	6 (6)	9 (9)	24.0 (26.0)		6 (6)	0 (0)	22 (24)	35.5 (39.5)		14 (16)	6 (5)	2 (0)	18.0 (18.5)		
学術研究、専門・技術サービス業	68.5 (62.5)	10 (10)	21 (15)	41.5 (36.0)		4 (3)	0 (0)	4 (4)	12.0 (10.5)		14 (15)	1 (1)	1 (1)	15.0 (16.0)		
宿泊業、飲食サービス業	151.0 (198.5)	8 (10)	19 (25)	47.5 (61.5)		6 (7)	6 (5)	36 (48)	68.5 (88.0)		12 (18)	32 (36)	14 (26)	35.0 (49.0)		
生活関連サービス業、娯楽業	249.5 (221.5)	19 (17)	37 (40)	93.0 (92.5)		21 (16)	3 (4)	69 (58)	124.0 (103.5)		20 (15)	18 (15)	7 (6)	32.5 (25.5)		
教育・学習支援業	61.5 (68.0)	11 (18)	18 (17)	42.5 (53.5)		1 (1)	1 (1)	2 (2)	5.5 (5.5)		10 (7)	4 (2)	3 (2)	13.5 (9.0)		
医療、福祉	1,548.5 (1,538.5)	177 (181)	279 (287)	711.5 (732.0)		44 (38)	34 (34)	251 (255)	477.5 (462.5)		225 (220)	184 (166)	85 (82)	359.5 (344.0)		
複合サービス事業	154.0 (167.5)	24 (31)	56 (55)	105.0 (119.0)		7 (6)	0 (2)	11 (12)	25.5 (27.0)		21 (19)	4 (4)	1 (1)	23.5 (21.5)		
サービス業	396.5 (387.0)	62 (59)	108 (101)	253.5 (257.0)		6 (6)	1 (1)	34 (31)	61.0 (57.0)		63 (53)	23 (24)	15 (16)	82.0 (73.0)		

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	
規模計	870 (100.0%)	635 (73.0%)	156 (17.9%)	45 (5.2%)	18 (2.1%)	13 (1.5%)	3 (0.3%)	510 (58.6%)
43.5-100人未満	528 (100.0%)	493 (93.4%)	35 (6.6%)	— —	— —	— —	— —	465 (88.1%)
100-300人未満	254 (100.0%)	115 (45.3%)	100 (39.4%)	31 (12.2%)	7 (2.8%)	1 (0.4%)	— —	45 (17.7%)
300-500人未満	40 (100.0%)	15 (37.5%)	10 (25.0%)	5 (12.5%)	9 (22.5%)	1 (2.5%)	— —	— —
500-1,000人未満	35 (100.0%)	11 (31.4%)	9 (25.7%)	7 (20.0%)	2 (5.7%)	5 (14.3%)	1 (2.9%)	— —
1,000人以上	13 (100.0%)	1 (7.7%)	2 (15.4%)	2 (15.4%)	— —	6 (46.2%)	2 (15.4%)	— —

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における在職状況

1 新潟県の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数(注1)
合 計	8,795.0	239.0	2.72	0.0
新潟県(知事部局・議会事務局)	5,920.5	156.5	2.64	0.0
新潟県企業局	97.0	2.0	2.06	0.0
新潟県病院局	2,187.5	62.5	2.86	0.0
新潟県警察本部	590.0	18.0	3.05	0.0

2 新潟縣市町村等の機関の状況(17ページに掲載)

3 新潟県教育委員会の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数(注1)
新潟県教育委員会	12,536.0	285.0	2.27	28.0

4 新潟市教育委員会の状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数(注1)
新潟市教育委員会	4,364.0	112.5	2.58	0.0

3 独立行政法人等における雇用状況^(注2)

(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数(注1)
合 計	215.5	9.0	4.18	0.0
新潟県立大学	84.0	3.0	3.57	0.0
長岡造形大学	82.0	2.0	2.44	0.0
新潟県立看護大学	49.5	4.0	8.08	0.0

注1 ④欄の「不足数」とは、職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注2 独立行政法人等のうち、国立大学法人(新潟大学、長岡技術科学大学および上越教育大学)の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

新潟県市町村等の機関の状況(16ページ 2-2の内訳)

新潟県市町村等の機関の状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数(注1)	② 障害者の数(注 2)	③ 実雇用率	④ 不足数(注3)	備 考
合計	28,469.0	751.0	2.64	22.5	
1 新潟市	6,632.0	181.0	2.73	0.0	認定地方機関(注4)
2 長岡市	2,085.0	56.0	2.69	0.0	
3 長岡市水道局	78.5	3.0	3.82	0.0	
4 長岡市教育委員会	1,109.0	29.0	2.61	0.0	
5 小千谷市	543.5	11.0	2.02	3.0	認定地方機関(注4)
6 上越市	3,017.5	78.5	2.60	0.0	認定地方機関(注4)
7 妙高市	570.0	14.5	2.54	0.0	認定地方機関(注4)
8 三条市	524.0	20.5	3.91	0.0	
9 三条市教育委員会	289.0	9.0	3.11	0.0	
10 見附市	729.0	19.5	2.67	0.0	認定地方機関(注4)
11 加茂市	276.5	7.0	2.53	0.0	
12 加茂市教育委員会	117.0	0.0	0.00	3.0	
13 田上町	169.0	4.0	2.37	0.0	
14 柏崎市	1,195.5	21.0	1.76	10.0	認定地方機関(注4)
15 出雲崎町	108.5	2.0	1.84	0.0	認定地方機関(注4)
16 刈羽村	122.5	3.0	2.45	0.0	
17 新発田市	1,181.0	31.0	2.62	0.0	認定地方機関(注4)
18 胎内市	517.0	13.5	2.61	0.0	認定地方機関(注4)
19 阿賀野市	490.5	13.0	2.65	0.0	認定地方機関(注4)
20 聖籠町	113.0	2.0	1.77	0.0	
21 聖籠町教育委員会	133.0	4.0	3.01	0.0	
22 下越福祉行政組合	95.0	2.0	2.11	0.0	
23 新発田地域広域事務組合	40.0	1.0	2.50	0.0	
24 五泉市	594.0	17.5	2.95	0.0	認定地方機関(注4)
25 阿賀町	344.5	9.0	2.61	0.0	
26 さくら福祉保健事務組合	94.5	2.0	2.12	0.0	
27 新潟県中東福祉事務組合	70.5	3.0	4.26	0.0	
28 十日町市	752.0	18.5	2.46	0.5	認定地方機関(注4)(注5)
29 津南町	186.0	5.0	2.69	0.0	
30 糸魚川市	327.5	9.5	2.90	0.0	
31 糸魚川市教育委員会	259.0	7.5	2.90	0.0	
32 燕市	788.5	28.0	3.55	0.0	認定地方機関(注4)
33 弥彦村	115.0	2.0	1.74	0.0	
34 南魚沼市	1,181.5	25.0	2.12	5.0	認定地方機関(注4)
35 魚沼市	815.0	21.5	2.64	0.0	認定地方機関(注4)
36 湯沢町	175.0	3.0	1.71	1.0	
37 魚沼地域特別養護老人ホーム組合	85.5	3.0	3.51	0.0	
38 佐渡市	1,141.5	31.5	2.76	0.0	
39 佐渡市教育委員会	318.5	8.0	2.51	0.0	
40 村上市	953.0	28.0	2.94	0.0	認定地方機関(注4)
41 関川村	131.5	3.5	2.66	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、令和元年6月2日以降に採用された者又は令和元年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 十日町市は、令和4年10月1日において、雇用障害者数19.5人、実雇用率2.59%となり、不足0人となった。